

告 示

埼玉県告示第千三百五十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月十四日から平成三十年三月二十日まで